

気候変動及び持続可能な開発に関するデリー閣僚宣言 (仮訳)

2002年11月1日

気候変動枠組条約第8回締約国会議に出席した閣僚及びその他の代表団長は、

条約の究極の目的、原則及び約束を想起し、

経済社会開発と貧困の撲滅が、開発途上国の第一の最優先事項であることを再確認し、

条約の究極の目標を達成するためには地球規模で排出の大幅な削減が必要である旨を確認する IPCC 第3次評価報告書の知見、及び当該報告書の示唆に関し、科学上及び技術上の助言に関する補助機関で進行中の検討に関心を持って認識し、

附属書 国及び非附属書 国の両方で緩和行動が現在実施されていることに注目し、そして気候変動を防止するための温室効果ガス排出の緩和は、条約の諸条項の下で高い優先課題であり続け、かつ同時に、適応措置を進めるために緊急の行動が求められることを強調し、

気候変動は、すべての地域において将来の福利、生態系及び経済成長を危険にさらすことを認識し、

すべての国、特に後発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国は、気候変動の負の影響による増大するリスクに直面していることを深く憂慮し、

アフリカは気候変動と貧困の複合影響を最も被る地域であることから、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)等の開発イニシアティブは、持続可能な開発の文脈の中で支持されるべきであることを認識し、

現在及び将来に直面する挑戦に対応するため、気候変動とその悪影響は、持続可能な開発の要請に合致しつつ、対処されるべきことを決議する。このため、我々は、次のことを要請する。

- (a) 京都議定書を締結した締約国は、未だ締結していない国に対し、京都議定書をタイムリーに締結するよう強く求めるべきである。
- (b) 締約国は、持続可能な開発を促進する権利を有し、そして持続可能な開発を促進すべきである。経済開発が、気候変動に対処するための措置を採るために不可欠であることに鑑み、気候システムを人為的な変化から保護するための政策と措置は、締約国ごとの固有の状況にふさわしいものであるべきものであり、また、国家開発計画と統合されるべきである。
- (c) 持続可能な開発の国家戦略は、水、エネルギー、保健、農業及び生物多様性等の鍵となる分野において、さらに十分に気候変動の目的を統合させ、かつ、持続可能な開発に関する世界首脳会議の成果に立脚して構築すべきである。
- (d) すべての締約国は、共通であるが差異のある責任、それぞれの能力、並びにそれぞれの国家的・地域的な開発優先事項、目的及び事情を考慮し、持続可能な開発を達成するため、気候変動及びその悪影響に対処するための条約に基づく約束の実施を継続的に進めなければならない。
- (e) 気候変動の悪影響に適応することはすべての国にとって高い優先課題である。開発途上国、とりわけ後発途上国及び小島嶼開発途上国は特に脆弱である。適応には、すべての国の緊急的な配慮と行動が必要である。すべてのレベルにおける脆弱性と適応に関するアプローチの開発のため、また、持続可能な開発戦略に適応の問題意識を統合することを目的とした能力開発のために、効果的で結果指向型の措置が支持されるべきである。これらの措置は、条約及びマラケシュ合意に基づく既存の約束の完全な実施を含むべきである。
- (f) 締約国は、締約国が気候変動に対する効果的で適切な対応を発展させ続けることを支援するため、緩和及び適応に関連する行動についての非公式の情報の交換を促進すべきである。
- (g) 気候変動の悪影響と対応措置の実施による影響から生起する、開発途上国締約国の固有のニーズと懸念に十分な考慮が払われるべきである。
- (h) エネルギー部門を始めとする開発の鍵となる分野、及び民間部門の参画、

市場指向型アプローチ、公共支援策等を通じた投資の分野における革新的な技術を開発し、普及するための国際協力が促進されるべきである。

- (i) エネルギー、輸送、産業、保健、農業、生物多様性、林業、廃棄物管理を含むすべての関連する部門における具体的なプロジェクト及び能力開発を通じ、技術移転が強化されるべきである。研究開発、経済の多様化、関連する地域、国及び地方における持続可能な開発のための組織の強化を通じ、技術的進歩が促進されるべきである。
- (j) 各国の特性及び事情を考慮し、様々な措置を通じて、信頼でき、入手可能で、経済的に実施可能で、社会的に受容可能で、環境上健全なエネルギーサービス及び資源へのアクセスの向上が図られるべきである。
- (k) 先進的、より清浄、より効率的、入手可能で費用対効果に優れた、化石燃料技術や、水力を含む再生可能エネルギー技術を含んだエネルギー技術を開発することにより、エネルギー供給を多様化するとともに、相互に合意された優遇条件で途上国に移転するため行動が求められる。
- (l) 国家的な、及び自発的で地域的な目標とイニシアティブの役割を、これらが存在する場合は認識し、エネルギー政策が開発途上国の貧困撲滅に向けた努力を支持するものであることを確保しつつ、総エネルギー供給における貢献度を増大することを目的として、すべてのレベルにおいて再生可能なエネルギー資源の割合を実質的に増加させる緊急の行動が求められる。
- (m) 附属書 国は、附属書 国については資金、技術移転及び能力開発に関する条項を含め、条約に基づく約束をさらに実施するとともに、気候変動を緩和するための国家政策及びその関連措置の採択を通じ、条約の究極の目的に従って、人為的な温室効果ガス排出の長期的な推移を改変するために主導的に取り組んでいることを例証すべきである。

すべての国は、デリーの第8回締約国会議で達成された良好な協力関係、特に技術的作業の進展とここで行われた建設的な議論を歓迎するとともに、バーレーン大臣及びインドの政府と国民の親切なもてなしに対し感謝の意を表す。